

独立行政法人農畜産業振興機構の
平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 26 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 25～29 年度

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	生産局	担当課、責任者	総務課長 森 健
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	評価改善課長 上田 弘

3．評価の実施に関する事項
評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。 なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。

4．その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評定																																
評定 (S、A、B、C、D)	B：平成 26 年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況																														
		25 年度 (注)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度																										
		A	B	-	-	-																										
評定に至った理由	評価を行った結果、小項目では 1 項目が c 評価となったが、中項目、大項目の評価は、いずれも B 評価となっており、また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づき B 評価とした。																															
	(項目別評定の分布)																															
	小項目では、120 項目中 107 項目が b 評価、1 項目が c 評価、評価対象外が 12 項目																															
	中項目では、26 項目中 19 項目が B 評価、評価対象外が 7 項目																															
	大項目では、8 項目中 6 項目が B 評価、評価対象外が 2 項目																															
	<table><tr><th colspan="2">評 価 項 目 (大 項 目)</th><th>評価</th></tr><tr><td>第 1</td><td>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第 2</td><td>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第 3</td><td>予算、収支計画及び資金計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第 4</td><td>短期借入金の限度額</td><td>B</td></tr><tr><td>第 5</td><td>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第 6</td><td>前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</td><td>—</td></tr><tr><td>第 7</td><td>剰余金の使途</td><td>—</td></tr><tr><td>第 8</td><td>その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</td><td>B</td></tr></table>					評 価 項 目 (大 項 目)		評価	第 1	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第 2	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第 3	予算、収支計画及び資金計画	B	第 4	短期借入金の限度額	B	第 5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	第 6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	第 7	剰余金の使途	—	第 8	その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	B
	評 価 項 目 (大 項 目)		評価																													
	第 1	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B																													
	第 2	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B																													
	第 3	予算、収支計画及び資金計画	B																													
第 4	短期借入金の限度額	B																														
第 5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																														
第 6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—																														
第 7	剰余金の使途	—																														
第 8	その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	B																														
※ 平成 25 年度の評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 評定が標準。平成 26 年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B 評定が標準。																																

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務運営の効率化の項目については、業務経費（附帯事務費）や一般管理費を計画どおり削減しており、契約の適正化、コンプライアンスの推進を含む内部統制等についても、着実に実施している。国民に対して提供するサービスの項目については、経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、需給調整・価格安定対策、国の要請等を踏まえた畜産の緊急対策についても、的確に実施している。情報収集提供業務に関しては、外部の専門家等の意見を踏まえて、ニーズに対応した情報の重点化に取り組んでいる。この他、砂糖勘定の繰越欠損金に関する借入コストの抑制、不要財産の国庫納付等についても、計画通りに実施しており、補助事業の事後評価で小項目に「c」評価があるものの、総じて計画のとおり順調な組織運営を行っているとは評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・ 情報セキュリティについては、サイバー攻撃初期対応マニュアルの策定、サイバー攻撃を未然に検知する機器の導入、標的型メールを疑似送付する訓練、研修等の取組を行っているが、不正アクセスの手口の巧妙化、発生した場合の個人情報漏えい等の多大な被害につながる可能性等を踏まえ、その防止には、費用対効果も考慮の上、引き続き十分な対策を講じるべきである。 ・ 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施のうち、費用対効果分析を実施している事業で設置した施設の事後評価において、全件数に占める投資効率が1を超えた割合が70%に止まり、達成度合が78%となったことから「c」評価とした。投資効率が1以下となったものは、すべて肉用牛生産への新規参入等を支援する事業であり、周囲のサポートが重要であることから、引き続き事業実施主体等（農協等）と連携して、支援体制の強化等に努める必要がある。 ・ 指定乳製品等の輸入・売買業務については、小売店等でバターが品薄となったことを踏まえ、26年度にバター輸入業務の運用改善が決定され、順次実施されているが、この取組を今後とも着実に実施する必要がある。 ・ 情報収集提供業務については、海外情報に関して、一定の水準を維持できるよう、情報収集体制を検証して、一層の積極的な収集・提供に努める必要がある。 ・ 砂糖勘定の繰越欠損金については、平成22年10月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されているところであり、この結果、平成26年度の収支においては、31億円の当期利益が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に充てたことにより、平成26年度末における繰越欠損金は237億円（前年度比▲31億円）となったが、今後こうした取組を継続する必要がある。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	（有識者会議での意見） ・ 施設整備事業の事後評価において、肉用牛生産の新規参入を支援する事業のうち9件は投資効率が1以下となり、全件数に占める投資効率が1を超えた割合は70%で、昨年度に引き続きc評価となった。本事業は、減少が著しい肉牛頭数に表現されている肉牛生産基盤の脆弱化に対応する意義ある事業であることに鑑み、問題経営を含め新規参入者に対する経営コンサルなどの支援を活用するなど、強化する必要があると考える。また、評価方式については単年度評価でなく、中期的な観点から新規参入者の経営を評価するなど、実態に見合った改善を行うことも検討すべきではないか。 ・ 海外情報などの取得のための体制について、海外駐在員制度の廃止に伴い、長期出張によって海外情報の取得に努めている点は評価するが、TPP締結の動きや国産畜産物輸出促進など、昨今の国際情勢の変化に対応するには、現地に拠点を置いて日常的に情報収集する体制が必要と考える。職員のキャリアアップ（国際化に対応できる職員の養成）の視点からも、再度の駐在員制度などについて、検討することが必要ではないか。

様式 1－1－3 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度		
Ⅰ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
○ 1 事業費の削減・効率化	A	B				1－1	
○ 2 業務運営の効率化による 経費の削減	A	B				1－2	
（1）経費の削減						〃	
◇①一般管理費の対前年度比の 縮減率	a	b				〃	
◇②地方事務所の賃借料等の経 費削減の検討	a	b				〃	
（2）給与水準の適正化						〃	
◇①職員の給与水準の年齢・地 域・学歴を勘案した対国家公務 員指数について当該年度に計 画した具体的な目標値と実 績との対比	a	b				〃	
◇②政府方針を踏まえた適切な 対応等	a	b				〃	
（3）随意契約の見直しに向けた 計画的取組						〃	
◇①「随意契約等見直し計画」に 基づく取組	a	b				〃	
◇②競争性、透明性の確保	a	b				〃	
◇③入札・契約の適正な実施につ いての監査	a	b				〃	
○ 3 業務執行の改善	A	B				1－3	
（1）業務全体の点検・評価						〃	
◇①業務全体の点検・分析を通じ た業務運営の的確な点検・評価	a	b				〃	
◇②第三者機関による業務の点 検・評価の実施	a	b				〃	
◇③第三者機関による業務の点 検・評価結果に基づいた、必要 に応じた業務運営への反映	a	b				〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調 書No.	備考
		25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度		
	（2）補助事業の審査・評価						〃	
	①◇事業の達成状況等の自己評価	a	b				〃	
	◇②第三者機関による事業の審査・評価	a	b				〃	
	◇③必要に応じた業務の見直し	a	b				〃	
	（3）内部統制機能の充実・強化						〃	
	◇①内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施	a	b				〃	
	◇②コンプライアンス推進に向けた計画的取組	a	b				〃	
	◇③役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進	a	b				〃	
	◇④個人情報保護対策の推進	a	b				〃	
	◇(4)情報セキュリティ対策の推進	b	b				〃	
	◇(5)緊急時を含めた連絡体制の整備	a	b				〃	
	○ 4 機能的で効率的な組織体制の整備	A	B				1－4	
	◇(1)必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し	a	b				〃	
	◇(2)理事数についての検証等	a	b				〃	
	○ 5 補助事業の効率化等	A	B				1－5	
	◇(1)補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施	a	b				〃	
	(2)施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施						〃	
	◇①事業実施主体との協議	a	b				〃	
	◇②費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択	a	b				〃	

注：平成 25 年度の評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 又は a 評価が標準。
平成 26 年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B 又は b 評価が標準。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調 書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
	◇③設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施	a	b				〃	
	◇④設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあたっては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施	a	b				〃	
	◇⑤事後評価	b	c				〃	
	(3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保						〃	
	◇①業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査	a	b				〃	
	◇②巡回指導等の実施	a	b				〃	
	◇③事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施	a	b				〃	
	◇④ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表	a	b				〃	
	◇⑤事務処理手続きの迅速化	a	b				〃	
	◇⑥新規等の補助事業への適切な評価手法の導入	a	b				〃	
	◇⑦評価手法の必要に応じた改善等	a	b				〃	
	◇⑧決算上の不用理由の分析	a	b				〃	
	◇⑨補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し	a	b				〃	
	◇⑩基準等の見直し	a	－				〃	
	○6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組	A	B				1－6	
	○7 長期借入れを行う場合の留意事項	－	－				1－7	
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
	○1 経営安定対策	A	B					

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調 書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
	（1）畜産関係業務							
	①畜産業振興事業							
	ア 肉用牛対策							
	◇(ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成	a	b				2－1	
	◇(イ)都道府県団体による生産者への迅速な交付について各種会議等での指導	a	b				2－1	
	◇イ 養豚対策 生産者補填金の的確な交付	a	－				2－1	
	◇ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策の事業の効率的かつ適正な実施	a	b				2－1	
	②加工原料乳生産者補給交付金の交付							
	◇ア 生産者補給交付金の交付	a	b				2－2	
	◇イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	a	b				2－2	
	③肉用子牛生産者補給交付金の交付							
	◇ア 生産者補給交付金の交付	a	b				2－3	
	イ ホームページ等による交付状況等の公表							
	◇(ア) 5業務日以内の公表	a	b				2－3	
	◇(イ) 生産者補給金交付通知書（葉書）の活用	a	b				2－3	
	（2）野菜関係業務							
	◇①指定野菜価格安定対策事業 生産者補給交付金等の交付	a	b				2－6	
	②契約指定野菜安定供給事業							
	◇ア 生産者補給交付金の交付	a	b				2－6	
	◇イ リレー出荷に係る特例措置の周知	a	b				2－6	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調 書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
	◇③特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 助成金の交付	a	b				2－7	
	◇④野菜農業振興事業 国、事業実施主体等との連携 に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	a	b				2－7	
	◇⑤ホームページ等による業務 内容等の公表	a	b				2－6	
	(3)砂糖関係業務							
	◇①甘味資源作物交付金の交付	a	b				2－8	
	◇②国内産糖交付金の交付	a	b				2－8	
	◇③ホームページ等による業務 内容等の公表	a	b				2－8	
	(4)でん粉関係業務							
	◇①でん粉原料用いも交付金の 交付	a	b				2－9	
	◇②国内産いもでん粉交付金の 交付	a	b				2－9	
	◇③ホームページ等による業務 内容等の公表	a	b				2－9	
	○2 需給調整・価格安定対策	A	B					
	(1) 畜産関係業務							
	①指定食肉の売買							
	◇ア 30 業務日以内の買入れ又は 売渡しの実施	－	－				2－4	
	◇イ 指定食肉の需給動向の公 表	a	b				2－4	
	②生産者団体等が行う畜産物の 調整保管事業に対する補助							
	◇ア 畜産物の需給動向の把握	a	b				2－4	
	◇イ 14 業務日以内の調整保管 の開始	－	－				2－4	
	③指定乳製品等の輸入・売買							

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調 書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
	◇ア 20 業務日以内の需要者へ 売渡しの実施	a	b				2－5	
	◇イ 国が定めて通知する数量 の指定乳製品等の全量の輸 入及び手当て	a	b				2－5	
	ウ 国が指示する方針による、指 定乳製品の的確な売り渡し 等							
	◇(ア)指定乳製品等の的確な売り 渡し	a	b				2－5	
	◇(イ)需要者との意見交換の実施 による需要者の要望、意向の 把握	a	b				2－5	
	◇エ 生乳及び牛乳・乳製品の需 給に関する情報の公表	a	b				2－5	
	◇オ 売買実績に係る情報の公 表	a	b				2－5	
	◇学乳給食用牛乳供給事業 学校給食供給目標に係る達成 率	a						26年度 以降、国 へ移管
	(2) 野菜関係業務							
	①野菜農業振興事業の実施							
	◇ア 国、事業実施主体等との連 携に基づく野菜農業振興事 業の機動的・弾力的な実施	a	b				2－7	
	◇イ 緊急需給調整事業の見直 しに向けた検討	a	b				2－7	
	◇②ホームページ等による業務 内容等の公表	a	b				2－7	
	◇(3)砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等の売買 実績の公表	a	b				2－8	
	◇(4)でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の 公表	a	b				2－9	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調 書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
	○3 緊急対策	A	B					
	◇(1)畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に おける畜産農家及び畜産関係者 への影響緩和対策等の実施	a	b				2－1	
	◇(2)野菜関係業務 野菜農家及び野菜関係者への影 響緩和対策の実施	a	－				2－7	
	○4 資金の流れ等についての 情報公開の推進	A	B					
	(1)畜産関係業務							
	◇ア 機構からの直接補助対象 者等に係る情報公開の推進	a	b				2－10	
	◇イ 生産者等への資金に係る 情報公開の推進	a	b				2－10	
	◇ウ 機構からの補助金による 基金に係る情報公開の推進	a	b				2－10	
	◇エ 事業返還金を含む経理の 流れに係る情報公開の推進	a	b				2－10	
	(2) 野菜関係業務							
	◇ア 機構からの直接補助対象 者等に係る情報公開の推進	a	b				2－10	
	◇イ 生産者等への資金に係る 情報公開の推進	a	b				2－10	
	(3)砂糖関係業務							
	◇ア 機構からの補助金による 基金等に係る情報公開の推 進	a	b				2－10	
	◇イ 機構から交付金交付対象 者への交付金等に係る情報 公開の推進	a	b				2－10	
	◇(4)でん粉関係業務 機構から交付金交付対象者へ の交付金等に係る情報公開の 推進	a	b				2－10	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調 書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
	○5 情報収集提供業務	A	B					
	(1)需給等関連情報の的確な収集 と提供							
	◇①情報検討委員会における、当 該年度の実施状況及び次年度 の計画についての検討	a	b				2－11	
	◇②調査報告会の開催、講演依頼 への対応等の調査成果普及等 の取組	a	b				2－11	
	(2)情報提供の効果測定等							
	◇①アンケート調査の実施	a	b				2－11	
	◇②情報利用者の満足度	a	b				2－11	
	◇③情報提供内容等の改善等	a	b				2－11	
	◇④紙媒体での情報提供の実施 効果の検証	a	b				2－11	
	◇⑤ ④を踏まえたホームペー ジによる情報提供への重点化 等の取組	a	b				2－11	
	(3)需給等関連情報の迅速な提供							
	◇①情報の期間内の公表	a	b				2－11	
	◇②情報利用者等からの問合せ 等があった場合の迅速な対応	a	b				2－11	
	(4)消費者等への情報提供							
	◇①消費者の情報ニーズ、ホーム ページ、業務紹介用パンフレッ トに関するアンケート調査の 実施	a	b				2－11	
	◇②ホームページでの「消費者コ ーナー」等の充実を通じた消費 者等への分かりやすい情報提 供の推進	a	b				2－11	
	◇③消費者等の理解の促進を図 るための消費者等との意見交 換会等の開催	a	b				2－11	
	◇(5)ホームページの機能強化	a	b				2－11	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調 書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
	◇(6)広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討	a	b				2－11	
	◇(7)照会事項に対する対応等	a	b				2－11	
Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画								
	○1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み	A	B				3	
	○2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定	A	B				〃	
	○3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	A	B				〃	
Ⅳ 短期借入金の限度額								
	○1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金	－	－				4	
	○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金	A	B				〃	
	○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金	－	－				〃	
Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画								

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調 書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
	○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	A	B				5	
	○2 牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金・不要額等の金銭による納付		B				〃	平成26年度から実施
	○3 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算出した金額を国庫に納付		－				〃	
Ⅵ 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		－	－				6	
Ⅶ 剰余金の使途		－	－				7	
Ⅷ その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項								
	○1 施設及び設備に関する計画	－	－				8	
	○2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	A	B				〃	
	(1)職員の人事に関する方針						〃	
	◇①職員の業務運営能力等の育成及び人事評価制度等の着実な実施	a	b				〃	
	◇②調査情報部の調査役の検証及び見直し	a	b				〃	
	◇(2)人員に関する指標	a	b				〃	
	(3)業務運営能力等の向上						〃	
	◇①階層別研修の実施	a	b				〃	

	◇②専門別研修の実施	a	b				〃	
	○ 3 前期中期目標期間繰越積立金の処分	A	B				〃	

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	1 事業費の削減効率化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0023、0024、0027、0029、0030

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務経費（附帯事務費）の平成 24 年度比	毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %の抑制	3,398 百万円 (平成 24 年度業務経費（附帯事務費）)	平成 24 年度比で 1.1%の抑制	平成 24 年度比で 2 %の抑制				
	業務経費（当年度予算額）	－	－	3,177 百万円	3,155 百万円				
	削減率	年度計画値以上の削減	－	6.5%	7.2%				
	達成度合	－	－	591%	360%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第1 中期目標の期間 機構の中期目標期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。			(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)			評価	B
	第2 業務運営の効率化に関する事項 1 事業費の削減・効率化	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業費の削減・効率化	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業費の削減・効率化	◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ○1 事業費の削減・効率化			＜評価に至った理由＞ 項目別の評価（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価。以下同じ。）は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の評価を点数化して行う（以下同じ。）が、事業費の削減・効率化については、小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値*の90%以上であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：1 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2／2＝100%）	

	事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。 また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標に、削減する。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。	事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。 また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標に、削減する。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。	事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。 また、業務経費（附帯事務費）については、平成 24 年度比で 2 ％の抑制を行うことを目標に、削減する。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。	業務経費の対前年度比の縮減率 b：達成度合は、100％以上であった c：達成度合は、70％以上 100％未満であった d：達成度合は、70％未満であった 削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した業務経費を除く。	＜主要な業務実績＞ 平成 26 年度の業務経費（附帯事務費）の予算額（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、3,155 百万円と平成 24 年度比で 7.2％削減した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 平成 26 年度における業務経費（附帯事務費）については、平成 24 年度比で 7.2％削減し、達成度合は 360％であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	・業務経費（附帯事務費）については、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。なお、法人は、農林水産省からの政策的要請を受け、経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた緊急対策を迅速かつ適正に実施しているが、当該業務経費の削減実績は、これらの対策を除くものである。 ＜その他事項＞
評定							b
法人の自己評価は、適当と認められる。							

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1)経費の削減 (2)給与水準の適正化 (3)随意契約の見直しに向けた計画的取組		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0030

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（人件費を除く）の平成 24 年度比	毎年度平均で少なくとも対前年度比 3 %の抑制	646 百万円 (平成 24 年度一般管理費（人件費を除く）)	平成 24 年度比で 3.1%の抑制	平成 24 年度比で 6 %の抑制				
	一般管理費（当年度予算額）（百万円）	－	－	626 百万円	607 百万円				
	削減率	年度計画値以上の削減	－	3.1%	6.0%				
	達成度合	－	－	100%	100%				
	職員の給与水準の対国家公務員指数（目標）	国家公務員と同程度	－	100	100				
	職員の給与水準の対国家公務員指数（前年度実績・当年度公表分）	－	－	101.3	100.4				
	達成度合	－	－	98.7%	99.6				
	随意契約等審査委員会への諮問件数	競争性のある契約への移行	7 件	11 件	11 件				
	競争性のある契約へ移行した契約件数	－	7 件	11 件	11 件				
	達成度合	－	100%	100%	100%				
	企画競争・公募を実施した件数	－	7 件	11 件	11 件				
	機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	全ての企画競争・公募について掲載	7 件	11 件	11 件				
	達成度合	－	100%	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	2 業務運営の効率化による経費の削減	2 業務運営の効率化による経費の削減	2 業務運営の効率化による経費の削減	○ 2 業務運営の効率化による経費の削減			評価 B ＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。 小項目の総数：7 評価bの小項目数：7×2点＝14点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計14点（14／14＝100%） - 一般管理費について、平成24年度比で計画どおり6.0%削減するとともに、地方事務所の賃借料等の経費削減に十分取り組んでいる。 - 給与水準の適正化については、給与構造の見直しの他、新たな人事管理制度として、昇給幅の抑制等を実施し、職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は101.8と国家公務員と同程度となっている。また、総人件費については、平成25年度の職員の給与水準の結果を踏まえ、自主的な給与構造の見直しが継続して行われている。 - 随意契約の見直しに向けた計画的取組については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、「随意契約見直し計画」に基づく取組の実施のほか、随意契約等審査委員会による審査を通じて、真にやむを得ない契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けるなど契約に係る競争性、透明性の確保が図られている。このほか、監事への契約状況の報告や定期監事監査における入札・契約のチェック、会計監査人から契約に関する評価を受けるなど、入札・契約の適正な実施についての監査に十分に取り組んでいる。 ＜その他事項＞

	(1)業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標に、削減する。	(1)業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標に、削減する。	(1)一般管理費（人件費を除く。）の削減目標を達成するため、業務の見直し及び事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、平成 24 年度比で 6％の抑制を行うことを目標に、削減する。	◇(1)経費の削減 ①一般管理費の対前年度比の縮減率 b：達成度合は、100％以上であった c：達成度合は、70％以上 100％未満であった d：達成度合は、70％未満であった	＜主要な業務実績＞ 平成 26 年度の一般管理費（人件費を除く。※）の予算額については、607 百万円と平成 24 年度比で 6.0％削減した。 ※ 砂糖勘定及びでん粉勘定における消費税に係る増税額相当等の加算等を除く。 【参考】 平成 24 年度一般管理費（人件費を除く。）予算額：646 百万円	＜評定と根拠＞ 評定 b 平成 26 年度における一般管理費（人件費を除く。）については、平成 24 年度比で 6.0％削減し、達成度合は 100％であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。	また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。	また、地方事務所の賃借料等について、前年度設置したチームを活用し、経費削減を検討する。	② 地方事務所の賃借料等の経費削減の検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 地方事務所の業務運営に関する検討会議を開催し、平成 26 年度における取組の確認を行い、検討結果を踏まえ、鹿児島事務所において賃借料の引下げを図った。 （削減効果：648 千円/年（税抜））	＜評定と根拠＞ 評定 b 検討会議の開催等を通じて、地方事務所の賃借料等の経費削減の取組を進めることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											
(2)給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに	(2)給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその	(2)給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案	◇(2)給与水準の適正化 ① 職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比 b：達成度合は、	＜主要な業務実績＞ 平成 25 年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、国家公務員と同程度の 100.4 となり、その検証結果等を平成 26 年 6 月 30 日に公表した。 なお、26 年度は 101.8 となる見込みで	＜評定と根拠＞ 評定 b 平成 25 年度給与水準について、国家公務員と同程度とすることができた（達成度合は 99.6％）。また、その検証結果等をスケジュールどおりに公表した。 ＜課題と対応＞	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	に、検証結果や取組状況を公表する。	適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。	90%以上であった c：達成度合は、50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった	ある。	特になし		
	また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。	また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。	また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。	② 政府方針を踏まえた適切な対応等 b:適切に対応した d:適切に対応しなかった	<主要な業務実績> 総人件費に係る政府方針は示されていないが、機構独自の対応として、平成 25 年度の職員の給与水準の結果を踏まえ、給与構造の見直し（本俸水準の引下げ）を平成 26 年 4 月 1 日に実施した。 ○本俸水準の引下げ 総括調整役▲1.4% 部長クラス▲0.8% 課長クラス▲0.6% 課長代理・補佐クラス▲0.4% 係長クラス▲0.2%	<評価と根拠> 評価 b 計画どおりに本俸水準の引下げを実施できた。 <課題と対応> 特になし	評価	b
	(3)「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)を踏まえ、契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競	(3)「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)を踏まえ、契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等	(3)「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)を踏まえ、契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等	◇(3)随意契約の見直しに向けた計画的取組 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組 分母を随意契約等審査委員会への諮問件数(真にやむを得ない随意契約を除く)とし、分子	<主要な業務実績> 平成 22 年 5 月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約等審査委員会へ諮問された契約については、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ない随意契約（22	<評価と根拠> 評価 b 随意契約等審査委員会に諮問された契約については、真にやむを得ない随意契約を除き全て競争性のある契約とすることができ、達成度合は 100%（11 件/11 件）であった。 また、競争契約、随意	評価	b

	争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から機構が策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一者応札・応募の改善に取り組むとともに、「随意契約等見直し計画」(平成 22 年 5 月 13 日 22 農畜機第 714 号)に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。	(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一者応札・応募の改善に取り組むとともに、「随意契約等見直し計画」(平成 22 年 5 月 13 日 22 農畜機第 714 号)に基づく取り組みを着実に実施し、その取組状況を公表する。	を随意契約見直し計画に基づき競争性のある契約へ移行した契約件数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	件)を除き、一般競争入札等(11 件)とした。 また、機構が締結した契約(少額随意契約を除く)について定期的に機構ホームページにおいて公表した。さらに、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を平成 26 年 7 月 3 日に開催し、契約状況の点検を受けた。 また、入札等公告のつど調達情報メールマガジンを配信したほか、1 者応札・応募の改善に向けて、1 者応札であった入札 13 件のうち、入札説明会に複数者が参加したもの(11 件)についてアンケートを実施した。	契約の状況については、毎月、機構ホームページで公表することができた。 なお、1 者応札であった入札について、入札説明会に参加したものの応札のなかった者へのアンケートを実施することができた。また、遅くとも入札等公告の翌日にはメールマガジンを配信し、入札等公告の迅速な周知を行うことができた。 <課題と対応> 特になし		
	また、一層の競争性と透明性の確保に努め、適正化を推進する。	また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。	また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。	② 競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲載及びホームページへの掲載件数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未	<主要な業務実績> 一般競争・企画競争・公募を実施した 182 件全てにおいて、機構掲示板及び機構ホームページへの掲載を行った(うち企画競争・公募の実施は、11 件)。 また、競争性・透明性を確保するため、契約監視委員会を平成 26 年 7 月 3 日に開催	<評価と根拠> 評価 b 機構掲示板及びホームページへの掲載を行い、達成度合は 100%(11 件 11 件)であった。 <課題と対応> 特になし	評価 b	法人の自己評価は、適当と認められる。

		さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。	さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。	満であった d：達成度合は、70%未満であった ③ 入札・契約の適正な実施についての監査 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	し、契約状況、1者応札解消に向けた取組状況など契約の適切性等に対する審査を受け、契約の適切性等は問題なしとされた。 なお、議事要旨については、機構ホームページにおいて公表した。 さらに、監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監事監査において入札・契約のチェックを受けた。また、会計監査人から財務諸表監査の中で契約に関する評価を受けた。	＜評価と根拠＞ 評価 b 入札・契約の適切な実施についての監査等に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし		
							評価	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

4. その他参考情報
(契約に係る事務手続等) 契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。 契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。 また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19 農畜機第 4914 号）及び「複数年度契約について」（20 農畜機第 3538 号）により適切に措置している。 (第三者への再委託) 契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとされており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成 26 年度においては、書類廃棄等が 2 件、サーバシステムの設定等が 5 件、調査関係が 2 件あった。いずれも正確かつ効率的に契約内容を実施するためには、やむを得ないものであると判断した。 (1 者応札の解消に向けた取組) ①公告期間の延長、②仕様書の作成に当たり、IT 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の開示、③調達情報の「メルマガ」配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づき、契約の履行期間の十分な確保、⑤入札時期の前倒しの取組の一環として、次年度の入札予定のホームページ掲載等、1 者応

札解消に向けた取組を引き続き実施した。1 者応札は 13 件（前年度 16 件）であった。

（法人の長に対する報告）

平成 26 年 7 月 3 日に開催された第 6 回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期ごとに理事長に報告し、点検・評価を受けた。

（「独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」のうち、「その他」への対応）

- 1 法人間における業務実施の連携強化による共同調達や間接業務の共同実施については、業務システムの利用に関する研修会について、他法人との共同開催により使用機器の賃貸料等の縮減を図ったところ。
- 2 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析、その結果に基づく民間委託等を含めた自主的な業務改善については、業務フローを踏まえた組織の見直し（平成 25 年度）等により効率化に取り組んでいるほか、I T 技術支援等については、民間委託の活用を図っているところ。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	3 業務執行の改善 (1)業務全体の点検・評価 (2)補助事業の審査・評価 (3)内部統制機能の充実・強化 (4)情報セキュリティ対策の向上 (5)緊急時を含めた連絡体制の整備		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0023、0024、0027、0029、0030

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務運営の点検・評価の実施回数（計画値）	4 回	4 回	4 回	4 回				
	業務運営の点検・評価の実施回数（実績値）	—	4 回	4 回	4 回				
	達成度合	—	100%	100%	100%				
	内部監査における被監査部署（テーマ別監査を含む。以下同じ。）の数（計画値）	8 部署	8 部署	9 部署	6 部署				
	内部監査における被監査部署の数（実績値）	—	8 部署	9 部署	6 部署				
	達成度合	—	100%	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 業務執行の改善	3 業務執行の改善	3 業務執行の改善	○ 3 業務執行の改善			評価	B
							＜評価に至った理由＞	
							小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上であることから、評価はBとした。	
							小項目の総数：12	

					評価 b の小項目数：12× 2 点＝ 24 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 24 点 (24／24＝100%) ・理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、法人のミッションの達成状況、阻害要因など、内部統制の現状を適切に把握するとともに、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。 ・また、外部有識者による業務実績に関する評価委員会を開催して、評価結果を業務運営に反映させるとともに、補助事業に関しての外部有識者による第三者委員会を開催して事業の評価を行い、必要な業務の見直しを行っている。 ・さらに、法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から内部監査を実施しており、理事長によるマネジメントの下、適切に改善を図るなど、業務執行の改善、効率性の向上等に努めている。 ・内部統制の状況については、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を得て策定したコンプライアンス推進計画が着実に実施されており、また、理事長のマネジメントにより、幹部会を原則として毎週開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、課題の把握・対応等を協議し、その内容については、法人のネットワークシステム等を通じて職員に広く周知するなど、組織全体で内部統制の充実・強化に努めている。 ・個人情報の保護対策については、各種研修や個人情報保護管理担当者の自己点検等の取組を通じて、適正な取扱についての推進が図られている。 ＜今後の課題＞ ・情報セキュリティについては、26 年度当初の不正アクセスを踏まえて、サイバー攻撃初期対応マニュアルの策定、サイバー攻撃を未然に検知する機器の導入、標的型メールを疑似送付する訓練、研修等の取組を行っているが、不正アクセスの手口の巧妙化、発生した場合の個人情報等の多大な被害につながる可能性等を踏まえ、その防止には、費用対効果も考慮の上、引き続き十分な対策を講じるべきである。 ＜その他事項＞
--	--	--	--	--	---

	(1)外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる等業務執行の改善を図る。	(1)独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	(1)独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、次の取組を行う。 ① 業務の進捗状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。	◇(1)業務全体の点検・評価 ① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を業務運営の点検・評価を実施した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 年度計画を具体化するための「具体化推進シート（工程表）」を年度初めに策定し、四半期ごとに実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進捗管理を行った。併せて業務の進捗状況について自己評価を行った。 【参考】 平成 26 年度は 4 月、7 月、10 月、1 月に実施した。	<評価と根拠> 評価 b 工程表に基づき、四半期毎に点検・分析を行うことにより、業務運営の的確な進捗管理を行うことができた。また、工程表に自己評価を記載する欄を設け、四半期毎の点検・分析を行う際、これに毎回記述することにより、業務の進捗状況についての自己評価を行った。4 回の計画に対し、達成度合は 100%（4 回／4 回）であった。 <課題と対応> 特になし	評価 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
							評価 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

			③ 第三者機関による平成25年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。	③ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった	委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の確実な業務運営への反映に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
			評定	b							
			法人の自己評価は、適当と認められる。								
			(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	(2) 補助事業の審査・評価 平成25年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	◇(2)補助事業の審査・評価 ① 事業の達成状況等の自己評価 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、平成25年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。 また、事業を確実に実施するため、理事長による四半期毎の点検・評価に係るヒアリングの際、補助事業実施各部の平成26年度補助事業の実施状況確認等の進行管理を的確に行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 補助事業の的確な進行管理とともに、平成25年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											
		② 第三者機関による事業の審査・評価 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 平成26年6月25日に外部専門家・有識者からなる第20回補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 関係各部との調整を経て、補助事業に関する第三者委員会を開催し、補助事業の審査・評価に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。			
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

			③ 必要に応じた業務の見直し b :必要がなかった又は十分であった c :必要はあったが、やや不十分であった d :必要はあったが、不十分であった	＜主要な業務実績＞ 補助事業に関する第三者委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において必要な業務の見直しを行った。	＜評定と根拠＞ 評定b 業務の必要な見直しを行った。また、見直しの実施状況について、四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の業務運営への反映に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
(2) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライア	(3) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、内部監査の実施、外部有	(3) 内部統制機能の充実・強化 内部統制機能の充実・強化を図るため、次の取組を行う。 ①平成26年度内部監査年度計画に基づく内部監査の実施。	◇(3)内部統制機能の充実・強化 ① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施 分母を内部監査年度計画における被監査部署(テーマ別監査を含む。以下同じ。)の数とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。 b :達成度合は、100%であった c :達成度合は、70%以上 100%未満であった d :達成度合は、70%未満であった	＜主要な業務実績＞ 平成26年度内部監査年度計画（平成26年3月24日付け25農畜機第5363号）に定められた、特産業務部、経理部、畜産経営対策部、畜産需給部の所掌業務、公文書管理法に基づく法人文書の管理状況及び随意契約見直し計画等に基づく取組状況について、内部監査規程、内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施し、各被監査部署に対する内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。	＜評定と根拠＞ 評定b 内部監査については、平成26年度内部監査年度計画における被監査部署4部署及び2テーマ（計6件）について、計画どおり実施することができた。 達成度合は、100%（6件／6件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

	ンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。	識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。									
							② コンプライアンス委員会において審議された平成26年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進に向けた計画的な取り組み。	② コンプライアンス推進に向けた計画的取組 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 平成 26 年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知と適切な対応、研修の実施、コンプライアンス監査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進の日」（毎四半期初月の第3木曜日）の取組、教育資材の導入・活用等について計画どおり実施した。 また、平成 27 年 3 月 9 日に第 8 回コンプライアンス委員会を開催し、平成 26 年度のコンプライアンス推進実績及び推進状況の点検結果を報告するとともに、平成 27 年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 計画どおり実施し、コンプライアンスに関する役職員の理解と認識を深めることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定 b
							法人の自己評価は、適当と認められる。				
		③ 組織目標の達成等に必要情報を適切に伝	③ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進								
							＜主要な業務実績＞ 組織に与えられたミッションを有効か	＜評定と根拠＞ 評定 b 計画どおり幹部会（原	評定 b		
							法人の自己評価は、適当と認められる。				

			達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会の定期的な開催。	b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	つ効率的に実施するための内部統制の充実に図るため、理事長のマネジメントにより、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を協議し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。	則毎週）の開催やイントラネットへの掲載を通じ、役職員間の意思疎通及び情報の共有化に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし					
			④ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。	④ 個人情報保護対策の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 4 月 23 日、5 月 16 日及び 6 月 20 日に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省等）に職員 8 名を参加させるとともに、当該研修会に参加した職員を講師に、12 月 12 日に平成 26 年度採用職員を対象とした「個人情報取扱研修」を開催した。 また、11 月 5 日～12 月 19 日に個人情報保護管理担当者（各課課長）を対象に個人情報の取扱いに関する自己点検を実施し、現状を確認するとともに、適正な取り扱いについて推進を図った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 職員に保有する個人情報の適正な取扱いの重要性を認識させるとともに、適切な保護対策等を習得させることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	(4) 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、情報セキュリティポリシーの見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。	(4) 情報セキュリティ対策の向上 政府機関統一基準群を含む政府関係機関の一連の対策を踏まえて、適宜、情報セキュリティ規格並びに情報セキュリティ対策マニュアルの見直しを行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。	◇(4)情報セキュリティ対策の向上 (指標＝規程等の見直し、規程等の点検、監査、対策実施の改善等) b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 26 年度当初、外部からの不正アクセスがあったこと及び監事によるシステム監査における指摘内容を踏まえ、以下の取組を実施した。 ① サイバー攻撃対策検討委員会を設置するとともに、サイバー攻撃初期対応マニュアルを策定し、全役職員に周知 ② サイバー攻撃を未然に検知する機器を導入するとともに、外部専門家による監視業務を開始 ③ 標的型メールを疑似送付する訓練を実施するとともに同時に国への連絡を含めた連絡訓練も実施 ④ 外部講師による情報セキュリティ研修、役職員による自己点検、eラーニング方式による研修を実施 ⑤ システム台帳の整備を引き続き行うことにより、各業務システムの点検を実施 ⑥システム改善計画を策定し、進捗管理を実施 ⑦ 平成 25 年度に設置した情報システム技術審査委員会において、ファイルサーバ等基幹システム等に	＜評定と根拠＞ 評定b セキュリティインシデントが発生した場合の、サイバー攻撃初期対応マニュアルの策定及びそれに沿った連絡体制等を周知徹底することができた。 標的型メール訓練や研修、自己点検を継続的に実施し、研修等のアンケート結果においても有意義であるとの回答が約 8 割を占めるなど一定の評価があり、役職員の情報リテラシーの向上を図ることができた。 システム台帳の整備、システム改善計画の策定、情報システム技術審査委員会による審査等により、各情報システムのセキュリティ対策を計画的に実施することができた。 さらに、外部委託によるセキュリティ診断を実施し、情報漏えい等の重大なセキュリティインシデントに直結するリスクがないことを確認することができた。 これらの取組に着手して以降、サイバー攻撃によるセキュリティインシデントは発生していない。	評定 b
				法人の自己評価は、適当と認められる。		

					ついて審査を行い、業務内容に即した調達を実施 ⑧ 外部専門家によるセキュリティ診断を実施し、情報漏えい等の重大なセキュリティインシデントに直結するリスクのないことを確認	<課題と対応> 特になし	
						評価	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。	

4. その他参考情報
(独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）への対応) 同法により、業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に記載すること等が定められているが、これについては、業務方法書を一部改正し、農林水産大臣の認可を得るとともに、関連する規程を制定又は一部改正する等、適切に対応した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	4 機能的で効率的な組織体制の整備 (1)必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し (2)理事数についての検証等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0030

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 機能的で効率的な組織体制の整備	4 機能的で効率的な組織体制の整備	4 機能的で効率的な組織体制の整備	○ 4 機能的で効率的な組織体制の整備			評定	B
							<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上であることから、評定はBとした。 小項目の総数：2 評価 b の小項目数：2 × 2 点＝ 4 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 4 点（4 / 4 =100%） ・理事数については、理事の分掌、副理事長との役割分担等を整理、検証するとともに、各理事の職務の状況を取りまとめ、理事長に報告する等、適切な取組が実施されている。 <その他事項>	

	業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	◇(1)必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった	＜主要な業務実績＞ 諸情勢の変化等は発生しなかったため、業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から組織体制の整備を図る必要はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定b 組織体制の整備を図る必要はなかった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。	また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。	また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、組織体制の見直し等を踏まえ、理事の分掌、副理事長との役割分担等を検証する。	◇(2)理事数についての検証等 (指標＝理事の分掌、副理事長との役割分担、業務の実績等の検証、あるいは結論を得る。) b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 理事数の検証については、基本的な理事の分掌、副理事長との役割分担等を整理、検証し、それに基づき各理事の職務の状況について取りまとめ、理事長に報告した。	＜評定と根拠＞ 評定b 理事の分掌、業務の実績等の検証に取り組むことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	5 補助事業の効率化等 (1)補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 (2)施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 (3)補助事業の適正、効率的な実施の確保		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024、0027、0029、0030

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	事業実施計画の整備件数	－	112 件	112 件	161 件				
	事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数	全ての整備についての協議の実施	112 件	112 件	161 件				
	達成度合	－	100%	100%	100%				
	事後評価で事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合	90%以上	90%	90%	90%				
	事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合の実績	－	68%	71%	70%				
	達成度合	－	78%	79%	78%				
	新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）	－	8 事業	12 事業	13 事業				
	事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	8 事業	12 事業	13 事業				
	達成度合	－	100%	100%	100%				
	要領、実施計画及び交付申請の合計件数	－	13,678 件	4,671 件	1,452 件				
	目標業務日以内で承認及び交付決定の通	10 業務日以内の承認及び交付決	13,677 件	4,671 件	1,451 件				

	知を行った件数	定の通知						
	達成度合	－	99.9%	100%	99.9%			

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5 補助事業の効率化等	5 補助事業の効率化等	5 補助事業の効率化等	○ 5 補助事業の効率化等			評価 B	
							＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は1つのcを除きいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。 小項目の総数：16 評価bの小項目数：14×2点＝28点 評価cの小項目数：1×1点＝1点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計29点(29／30＝97%) ・補助事業については、平成26年度の補正予算で措置された緊急対策を含め、平成27年度に実施する事業の事業実施主体の選定に当たり、透明性の確保等の観点から、事業の公表後迅速に手続きに着手し、公募を実施した。この結果、事業の早期実施が図られたものと評価する。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。 ・補助事業を適正、効率的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等の取組については、計画通りに適切に実施されている。また、基金の見直し時期については、従来3年ごとであったものを、後年度負担が明確な事業については、毎年度見直しを行うよう基金の管理に関する基準を改定し、基金規模の適正化に資する措置を講じている。 ＜今後の課題＞ ・施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施のうち、費用対効果分析を実施している事業で設置した施設の事後評価において、全件数に占める投資効率が1を超えた割合が70%に止まり、達成度合が78%となったことから「c」評価とした。投資効率が1以下となったものは、すべて肉用牛生産への新規参入等を支援する事業であり、周囲のサポートが重要であることから、引き続き事業実施主体等（農協等）と連携して、支援体制の強化等に努める必要がある。	

	(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。	(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。	(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。	◇(1)補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 b： 公募を実施した d： 公募を実施しなかった	＜主要な業務実績＞ 平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度当初予算に係る畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たって公募（年 5 回、延べ 13 事業）を行った。（内訳） 畜産分野：年 2 回、延べ 11 事業 野菜分野：年 3 回、延べ 2 事業	＜評定と根拠＞ 評定 b 畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を公募方式で行うことにより、効率的かつ透明性の高い事業の実施を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	＜その他事項＞ （有識者会議での意見） ・施設整備事業の事後評価において、肉用牛生産の新規参入を支援する事業のうち 9 件は投資効率が 1 以下となり、全件数に占める投資効率が 1 を超えた割合は 70%で、昨年度に引き続き C 評価となった。本事業は、減少が著しい肉牛頭数に表現されている肉牛生産基盤の脆弱化に対応する意義ある事業であることに鑑み、問題経営を含め新規参入者に対する経営コンサルなどの支援を活用するなど、強化する必要があると考える。また、評価方式については単年度評価でなく、中期的な観点から新規参入者の経営を評価するなど、実態に見合った改善を行うことも検討すべきではないか。 評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
	(2) 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施する。	(2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。 ① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。	(2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 ① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面を含む。）を行う。	◇(2)施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 ① 事業実施主体との協議 分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）	＜主要な業務実績＞ 事業実施計画の承認の申請があった施設整備件数（161 件）について、事前に事業実施主体と協議（161 件）を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 事業実施主体との事前協議を行うことにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度合は、100%（161 件/161 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

			を行った整備件数とする。 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった							
	② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 b:評価基準を満たしているものを採択した d:評価基準を満たしているもの以外を採択した	＜主要な業務実績＞ 評価手法が開発されている施設整備事業について、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。 (費用対効果・採択件数) 肉用牛経営安定対策補完事業 11 件 食肉流通改善合理化支援事業 1 件 畜産高度化支援リース事業 5 件 小計 17 件 (コスト分析・採択件数) 酪農生産基盤維持緊急支援事業 17 件 肉用牛経営安定対策補完事業 6 件 食肉流通改善合理化支援事業 1 件 畜産高度化支援リース事業 110 件 沖縄食肉価格安定等	＜評定と根拠＞ 評定b 費用対効果分析手法又はコスト分析手法に基づく評価基準を満たす事業を採択することにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

		③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった	特別対策事業 7件 小計 141件 合計 158件 ＜主要な業務実績＞ 採択した事業費5千万円以上の施設等（15件）について、年度の途中における工事の進捗等に関するヒアリングを実施し、又は報告を受けた。この結果、現地調査が必要な事例はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定b 事業実施計画の重要な変更等が必要と認められる案件がなく、施設等の設置工事は事業実施計画に沿って進行していることを確認できた。 ＜課題と対応＞ 特になし		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
		④ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までは利用状況の調査を行う。	④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査を行う。	④ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった	＜主要な業務実績＞ 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの（32件）及び5年目までのもの（47件）について利用状況を確認するとともに、複数年度分のデータが蓄積された施設のうち施設の利用状況等が計画を下回る等の12件について現地調査・指導を行った。	＜評定と根拠＞ 評定b 現地調査を実施した新規参入円滑化対策事業については、施設を利用する農家の経営改善意識の醸成と、所属する農協等による指導等が不可欠なことから、現地調査を通じて、これらを当事者に周知することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
		また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5	また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5	⑤ 事後評価 効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。	＜主要な業務実績＞ 目標年を3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）としてい	＜評定と根拠＞ 評定c 達成度合が78%（70%/90%）となったが、投資効率が1以下のも	評定	c
						法人の自己評価は、適当と認められる。		

		年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を 90%以上にする。 なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を 90%以上にする。 なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	る施設 30 件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。 その結果、9 件（いずれも、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業）については、投資効率が 1 以下となり、全件数に占める投資効率 1 超の割合は、70%であった（30 件中 21 件）。 新規参入者の経営開始後 3 年目以降に行っていた現地調査・指導については、平成 26 年度から早期指導の観点から、事業実施主体等と連携し、支援体制の強化等に努め、経営開始当初のものも対象として行った。 また、調査・指導結果に基づき、新規参入者に共通する全国的な経営の傾向及び安定経営へ向けた事例分析等を取りまとめた報告書を作成し、事業実施主体等に対して、新規参入者に対する技術・経営の支援の充実等を要請した。 また、投資効率が 1 以下のものについては、全ての事業実施主体から改善策を報告させ、当初目標が達成	のについては全て改善策を提出させ、当初目標を達成するよう指導した。 ＜課題と対応＞ 投資効率が 1 以下の事例が多い肉用牛生産の新規参入を支援する事業においては、新規参入者の飼養管理技術が十分でないこと等が要因である場合が多いことから、引き続き事業実施主体等と連携し、支援体制の強化等に努め、必要に応じて経営開始当初から現地調査・指導を行う（必要に応じて継続的に実施）。 また、これまでの調査・指導に基づく安定経営に向けた情報提供を関係者へ引き続き行うとともに、事業実施主体等に対して、新規参入者に対する技術・経営の支援の充実等を要請する。	
--	--	---	---	--	---	--	--

	(3)そのほか、補助事業に関する業務執行規程等に基づき、的確な事業の進行状況を把握し、事業内容や採択要件等事業に関する各種情報の公表等を行う。 また、畜産業振興事業について、補助金の最も効率的かつ迅速な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。	(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。 ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。 ② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。	(3) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。 ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。 ② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。	◇(3)補助事業の適正、効率的な実施の確保 ① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった ② 巡回指導等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、	できるよう指導した。 平成 25 年度における評価対象施設 55 件の事後評価結果については、平成 26 年 6 月に開催された補助事業に関する第三者委員会で報告した。 <主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、基準に基づく審査を実施した（991 件）。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認した。 （内訳） 畜産分野：951 件 野菜分野：40 件 <主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業における新規 6 事業・拡充 6 事業（緊急対策を含む。）全てについて、事業実施主体に対する事業説明会（21 回）を実施するとともに、継続事業についても同様の会議（28 回）を実施した。	<評価と根拠> 評価 b 審査基準に基づく確認を起案文書ごとに行うことにより、事業の審査を的確に実施することができた。 <課題と対応> 特になし <評価と根拠> 評価 b 畜産業振興事業における緊急対策を含む新規・拡充事業の説明会等を計画的に行うことにより、事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度合は100%(13事業/13事業)であった。 <課題と対応>		
							評価	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
							評価	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

			50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった	また、巡回指導（148回）を計画的に実施した。 野菜農業振興事業における新規 1 事業について、事業説明会（3 回）を実施するとともに、現地確認調査を（17 回）実施した。	特になし					
	③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。	③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。	③ 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 事業の進行管理システムにより執行件数や執行額等について毎月進捗状況等の管理を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 進行管理システムにより、事業の進行管理を的確に実施し、補助事業の適正、効率的な実施を確保することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
	④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。	④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。	④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 平成 26 年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、情報発信が可能となった後、速やかにホームページにおいて公表した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 提供する情報について、計画どおり適期にホームページにおいて公表することにより、補助事業の適正、効率的な実施を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
	⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。	⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してか	⑤ 事務処理手続きの迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を 10 業務日以内で行っ	＜主要な業務実績＞ 進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行	＜評定と根拠＞ 評定 b 進行管理システムの活用等による進行管理の徹底により、速やかな事務処理を行うことができた。達成割合は	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

			ら承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が 10 業務日以内である件数の全件数に占める割合を 90 % 以上とする。	た要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった	うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が 10 業務日以内であった割合は 99.9%であった（総受理件数 1,452 件に対し、10 業務日以内に行った件数は 1,451 件）。 （内訳） 畜産分野：1,167 件 /1,168 件 野菜分野：284 件/284 件	99.9%（1,451 件/1,452 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし			
			⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。	⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。	⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 b：適切な評価手法を導入した d：評価手法を導入しなかった	＜主要な業務実績＞ 従前どおりコスト分析手法を適用する次の 2 事業の補助対象について、新たなコスト分析基準を設定した。 ① 沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうち養豚施設等総合整備事業：「クーリングパット」の面積単価 ② 加工・業務用野菜生産基盤強化事業のうち加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業：「会場借料」等の補助対象経費	＜評定と根拠＞ 評定 b 新たな評価手法を導入すべき補助事業について、全て適切な評価手法を導入した。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定	b
								法人の自己評価は、適当と認められる。	
								⑦ 評価手法の必要に応じた改善等 b：必要がなかった又は十分であった	＜主要な業務実績＞ 平成 25 年度に外部有識者を交えて改善の検討を行った新規
法人の自己評価は、適当と認められる。									

			c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった	参入円滑化事業に係る費用対効果分析手法について、改善した新たな手法を適用して採択を行った。	し、採択することができ、十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし			
	⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。	⑦ 機構の業務実施に必要な経費を確保する等のため、畜産業振興事業について、次の取組を行う。 ア 決算上の不用理由の分析を行う。	⑧ 決算上の不用理由の分析 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 平成 25 年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、平成 26 年 6 月 25 日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。	<評定と根拠> 評定 b 不用額の大きい事業について、その理由を整理し、取り組みは十分であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
評定	b							
	また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、	イ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。	⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 酪農ヘルパー事業円滑化対策事業において地方団体に造成していた都道府県事業基金については、事業実施期間が終了したことから閉鎖した。 また、「独立行政法人改革等に関する基本の方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、後年度負担が明確な基金（畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金）について、当該基金を保有する法人が毎年度見直しを行うよう基金の管理に関する基準の改定を行った。 さらに、「国庫補助金等により造成が行	<評定と根拠> 評定 b 平成 26 年度事業の実施要綱の制定・改正を通じて、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行うことができた。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
評定	b							

		機構の業務実施に必要な経費を確保する。	—	⑩ 基準等の見直し b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)	われた基金の執行状況等に関する外部有識者ヒアリングの指摘に対する対応等について」(行政改革推進本部事務局事務連絡)に基づき実施した当該基金の再点検により平成 27 年度以降発生する運用益について国庫納付することとした。	—	—		
								＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞
								—	—

4. その他参考情報
(会計検査院からの指摘への対応) 平成 26 年度において、会計検査院から処置要求が 1 件あったが、これについては要綱の改正等により適切に対応したところ。なお、会計検査院の指摘により機構で改善処置を講じた事項があった(処置済み)。 (「独立行政法人改革等に関する基本的方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)」のうち、法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直しへの対応) 1 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンスの支援に努める件については、現地調査、本部でのヒアリング、事業説明会、ホームページの周知等を通じて実施している。 2 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る件については、関係する法律、規程により該当する者を事業の対象外とする等の措置が既に導入されている。 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する件については、これらの内容を事業説明会及びホームページを通じて周知している。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0022、0030

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 財務内容の改善に関する事項	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組	○6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組			評定	B
							<評定に至った理由> 小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。 小項目の総数：1 評価bの小項目数：1×2点＝ 2点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 2点（2／2＝100%） ・砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組については、短期借入金の借入に当たり、一般競争入札の実施により借入利率のうち固定利率（スプレッド）が0%となったほか、借入期間を1週間以内とし、変動利率（日本円タイボー）を最も低く抑えることで、借入コストの削減を図っている（第4の関連箇所も参照）。 <その他事項>	

	3 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び制度関係者の取組等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。 また、農林水産省独立行政法人評価委員会において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。	砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成 22 年 9 月農林水産省公表)等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。 また、農林水産省独立行政法人評価委員会において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。	砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」等に基づく収支改善に向けた取組を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。	(指標＝適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定) b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 短期借入金の借入に当たり、平成 27 年 3 月 20 日に一般競争入札を実施し、平成 27 年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率（スプレッド）は、0%となった。 【参考】 応札金融機関：5 社 また、年末年始を除く全ての借入れについて、借入期間を 1 週間以内としたこと等により、変動利率（日本円タイボー）は、最も低く抑えられた。 【固定利率の推移】 ＜22 年度＞ 0.05% ＜23 年度＞ 0.01% ＜24 年度＞ 0.009% ＜25 年度＞ 0.001% ＜26 年度＞ 0%	＜評定と根拠＞ 評定 b 競争性を持たせた決定方法により、借入利率のうち固定利率(スプレッド)を低く抑えることができた。 また、年末年始を除く全ての借入れに係る借入期間を 1 週間以内としたことで、借入利率のうち変動利率(日本円タイボー)が最も低く抑えられ、借入利息の削減を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	7 長期借入れを行う場合の留意事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	7 長期借入れを行う場合の留意事項 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 14 条第 1 項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をす	－	○7 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった （実施した年度のみ評価を行う）	＜主要な業務実績＞ －	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	評定	－
							－	
							評定	－

		るに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。					
--	--	---------------------------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 3 緊急対策 (1) 畜産関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0027、0029、0030

2. 主要な経年データ

② 要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
養豚補填金を交付した回数	－	12,579 件	3,011 件	－						予算額（千円）	140,853,730	170,714,493			
										決算額（千円）	132,797,550	102,106,089			
										経常費用（千円）	177,551,096	103,744,675			
目標業務日以内に交付した回数	21 業務日以内の交付	12,579 件	3,011 件	－						経常利益（千円）	△69,071,951	△8,124,020			
										当期総利益(千円)	0	0			
達成度合	－	100%	100%	－						従事人員数	57.9	57.9			

注1）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、畜産振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

- 2）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
- 3）経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			評価 B
							小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上であることから、評価は B とした。 小項目の総数：21 評価 b の小項目数：20×2 点＝ 40 点 評価 c の小項目数：0×1 点＝ 0 点

	1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ① 畜産業振興事業	1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ① 畜産業振興事業	1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ① 畜産業振興事業	○1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ① 畜産業振興事業			評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 40点 (40／40＝100%) ・畜産の経営安定対策については、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚等それぞれの特性に応じ、コストや販売価格の変動等による影響を緩和するための対策が講じられており、いずれの業務も迅速かつ適切に実施されている。 ・野菜の経営安定対策については、生産者補給交付金等の迅速な交付を行っている。また、契約野菜収入確保モデル事業の普及を図った他、事業の効果及び課題を検証し、農林水産省に提案するなど、事業の改善に努めている。 ・契約指定野菜安定供給事業におけるリレー出荷の特例措置について、野菜生産者、関係団体等約 1,300 者にパンフレットを配布するとともに、野菜の交流会の場を活用して説明を行う等の周知の取組を計画どおりに行っている。また、業務の透明性を確保する観点から、業務実績等に関する情報をホームページで計画通りに公表している。 ・砂糖・でん粉関係業務については、生産者等への交付金の迅速な交付を行っている。また、業務の透明性を確保する観点から、業務実績等に関する情報をホームページで計画どおりに公表している。 ＜その他事項＞
	ア 肉用牛対策 肉用牛経営の安定化のための補填金の交付等を行う。	ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。	ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、次の取組を行う。 ①肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補填金を迅速・的確に交付するため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。	◇ア 肉用牛対策 (ア)肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的に肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補填金を月ごとに交付できるよう、月ごとに生産者積立金に対応した基金造成必要額について基金造成を行った。 平成 26 年度基金造成額：580 億 9 千万円	＜評定と根拠＞ 評定 b 補填金の交付に必要な基金造成額を月ごとに把握し、基金造成を適切に行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
			② 都道府県団体から生産者へ	(イ)都道府県団体による生産者	＜主要な業務実績＞ 平成 26 年 4 月に全	＜評定と根拠＞ 評定 b	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

		しを行う。	業の効率的かつ適正な実施を図る。	た又は巡回指導を行った事業数とする。 b：達成度合は、90％以上であった c：達成度合は、50％以上 90％未満であった d：達成度合は、50％未満であった													
3 緊急対策	3 緊急対策	3 緊急対策	3 緊急対策	○ 3 緊急対策			<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 90％以上であることから、評価はBとした。</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の総数：2 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 2点（2／2＝100％）</td></tr><tr><td colspan="2">・法人の業務の一環として、畜産及び野菜関係業務において、諸情勢の変化に対応して緊急に対応すべき政策課題について、国からの要請に基づき、緊急対策を行うとされている。昨年度においては、畜産については配合飼料の価格高騰に対応するため、平成 27 年1月に国からの要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施が決定され、速やかに事業が実施されたほか、平成 27 年 2 月に国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に基づき補正予算が措置されたことに関し、畜産において、国の要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施が決定され、速やかに事業が実施されている。</td></tr><tr><td colspan="2">＜その他事項＞</td></tr></table>	評価	B	小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 90％以上であることから、評価はBとした。		小項目の総数：2 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 2点（2／2＝100％）		・法人の業務の一環として、畜産及び野菜関係業務において、諸情勢の変化に対応して緊急に対応すべき政策課題について、国からの要請に基づき、緊急対策を行うとされている。昨年度においては、畜産については配合飼料の価格高騰に対応するため、平成 27 年1月に国からの要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施が決定され、速やかに事業が実施されたほか、平成 27 年 2 月に国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に基づき補正予算が措置されたことに関し、畜産において、国の要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施が決定され、速やかに事業が実施されている。		＜その他事項＞	
評価	B																
小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 90％以上であることから、評価はBとした。																	
小項目の総数：2 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 2点（2／2＝100％）																	
・法人の業務の一環として、畜産及び野菜関係業務において、諸情勢の変化に対応して緊急に対応すべき政策課題について、国からの要請に基づき、緊急対策を行うとされている。昨年度においては、畜産については配合飼料の価格高騰に対応するため、平成 27 年1月に国からの要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施が決定され、速やかに事業が実施されたほか、平成 27 年 2 月に国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に基づき補正予算が措置されたことに関し、畜産において、国の要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施が決定され、速やかに事業が実施されている。																	
＜その他事項＞																	
(1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口	(1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に	(1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に	◇ (1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家	＜主要な業務実績＞ 平成 27 年1月に配合飼料価格高騰に対応するため、国からの要請等を踏まえ、緊急	＜評価と根拠＞ 評価b 配合飼料価格の高騰や補正予算に関係した補助事業について、機動的かつ		<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。							
評価	b																
法人の自己評価は、適当と認められる。																	

	蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮する。	行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。	行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮する。	及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった（実施した年度のみ評価を行う）	の対応策の実施を決定し事業を実施した。（事業数：1事業） また、平成27年2月に国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に基づき補正予算が措置されたことに関し、国からの要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施を決定し、国による事業公表後速やかに公募により事業実施主体を選定するとともに、事業実施要綱を制定し、事業を実施した。（事業数：新規1事業）	弾力的な対応を行うことにより、畜産に係る国の緊急対策に速やかに着手することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	
--	---	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
（予算と実績の乖離理由） 子牛価格や枝肉価格が堅調に推移したこと等から、経営安定対策事業の発動が少なかったため。

	(1) 畜産関係業務 ②加工原料乳生産者補給交付金の交付 ア 加工原料乳生産者補給交付金については、特別な事由を除き、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。	(1) 畜産関係業務 ②加工原料乳生産者補給交付金の交付 ア 加工原料乳生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 ただし、指定生乳生産者団体から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	(1) 畜産関係業務 ②加工原料乳生産者補給交付金の交付 ア 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	(1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付 ◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を支払請求件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、70%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 加工原料乳生産者補給交付金については、指定生乳生産者団体から交付申請書を受理した日から 18 業務日以内に全て交付した(44 件)。 加工原料乳生産者補給交付金業務の一層の迅速化を図るに当たっては、指定生乳生産者団体に対して「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」の文書を発するとともに、その後においても電話等で指導を行った。	<評定と根拠> 評定 ｂ 支払請求があった全てについて 18 業務日以内の交付ができた。達成度合は、100%（44 件/44 件）であった。 <課題と対応> 特になし	項目別調書No.2－1 参照
	イ ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した後に速やかに公表する。	イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に公表する。	イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に公表する。	◇イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を 9 業務日以内に公表した回数とする。 ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、70%以上 100%未満であった	<主要な業務実績> 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報については、全て 9 業務日以内に公表した。 事務処理の迅速化等を図るに当たっては、都道府県及び指定生乳生産者団体へ文書を発し、相互連絡等について指導を行った。	<評定と根拠> 評定 ｂ 加工原料乳認定数量等に係る情報を全て 9 業務日以内に公表できた。達成度合は、100%（12 回/12 回）であった。 <課題と対応> 特になし	評定 ｂ
							評定 b

			d：達成度合は、 70％未満であつた			
--	--	--	-----------------------	--	--	--

4．その他参考情報
（予算と実績の乖離理由） 生乳生産の減少に伴う加工原料乳向け生乳数量が減少したことによる加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みよりも下回ったため。

	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 肉用子牛生産者補給交付金については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 肉用子牛生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。	○1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付 ◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった							評価	B
	項目別調書No.2－1 参照											
	評価	b										
	法人の自己評価は、適当と認められる。											
イ ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付が終了した後に速やかに公表する。	イ 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会	イ 交付状況に係る情報の公表 (ア)交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会	◇イ ホームページ等による交付状況等の公表 (ア)5業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内	<主要な業務実績> 全指定協会に対する生産者補給交付金の交付実績については、交付を終了した日（発動がないときは平均売買価格告示日）から全て5業務日以内に公表した。	<評価と根拠> 評価b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。 <課題と対応> 特になし	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。				

		に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に公表する。	会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に公表する。	に公表を行った回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった						
		また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書（葉書）を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。	(イ)肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書（葉書）等の活用を行う。	(イ)生産者補給金交付通知書（葉書）の活用 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった			＜主要な業務実績＞ 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資するため、生産者補給金等の発動があった場合に、生産者補給金交付通知書（葉書）を活用し、肉用子牛生産者に対し、同制度に関する情報を提供した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 生産者補給金等の発動があった場合には、生産者補給金交付通知書（葉書）を活用し、肉用子牛生産者補給金制度について周知することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定	b
									法人の自己評価は、適当と認められる。	

4. その他参考情報
(予算と実績の乖離理由) 全品種で平均売買価格が保証基準価格を上回ったことから、生産者補給交付金の発動がなかったため。

	決定を行った回数														
	達成度合	－	－	－	－										

- 注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定食肉の売買事業等に関するものを掲載している。
- ２）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
- ３）畜産物の需給動向の把握に係る業務のインプット情報については、第２の５情報収集提供業務に一括計上している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
					業務実績	自己評価								
	2 需給調整・価格安定対策 (1)畜産関係業務	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務	○ 2 需給調整・価格安定対策 ◇ (1) 畜産関係業務			評価 B ＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評価はBとした。 小項目の総数：15 評価bの小項目数：13×2点＝26点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 26点（26／26＝100%） ・指定乳製品等については、国際約束に従って国が定める数量（137,202トン）の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約が締結された。また、売渡計画に基づく売渡しが適切に実施されている。なお、バターの安定的な供給を確保するため、平成26年5月21日付けで農林水産大臣から7,000トンの輸入承認を受け、輸入した全ての契約について、迅速に売渡しを行っている。さらに、バター及び脱脂粉乳の安定的供給を確保するため、平成26年度9月26日付けで農林水産大臣からバター3,000トン及び脱脂粉乳10,000トンの輸入承認を受け、輸入した全ての契約について、迅速に売渡しを行っている。 ・この他、指定乳製品の輸入等の業務を的確に実施するため、乳製品の需給に関する情報収集や予測を行い、ホームページで公表しているが、予測については実績との乖離についても分析するなど、改善に努めている。 ・野菜農業振興事業のうち、加工・業務用野菜生産基盤強化事業等について、事業実施主体等との連携を密に行い、的確な実施に努めたほか、緊急需給調整事業については、前年度に実施した登録出荷団体等へのアンケート結果等を踏まえ、事業の必要性や事業メニューの内容							

						について検討し、その結果を事業の見直し案として農林水産省に提供し、国による同事業のメニューの見直しに寄与している。 ・砂糖・でん粉関係業務については、輸入指定糖・異性化糖等及び輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、定められた期間内に、法人のホームページに公表している。 ＜今後の課題＞ 小売店等でバターが品薄となったことを踏まえ、26年度にバター輸入業務の運用改善が決定され、順次実施されているが、この取組を今後とも着実に実施する必要がある。 ＜その他事項＞					
	① 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から 30 業務日以内に売買業務を実施する。	①指定食肉の売買 ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から 30 業務日以内に売買業務を実施する。	①指定食肉の売買 ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から 30 業務日以内に売買業務を実施する。	① 指定食肉の売買 ア 30 業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から 30 業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。 b：達成度合は、100％であった c：達成度合は、70％以上 100％未満であった d：達成度合は、70％未満であった （実施した年度のみ評価を行う）	＜主要な業務実績＞ 指定食肉の買入れは実施しなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	－	
評定	－										
－											

	イ 指定食肉の買入れ・売渡しを適確に実施するため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	イ 指定食肉の買入れ・売渡しを適確に実施するため、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	イ 指定食肉の需給動向の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	＜主要な業務実績＞ 指定食肉の価格安定に資するため、日々の卸売価格、機構が行う各種調査の結果を取りまとめ、日、週及び月単位でホームページにおいて公表した。また、牛肉及び豚肉の需給動向に関する情報を情報誌に掲載するとともに、需給予測を毎月ホームページにおいて公表した。 なお、需給予測については、予測と実績のかい離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 指定食肉等の需給動向等を、毎月、定期的に公表し、達成度合は、100%（12月／12月）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 ア 畜産物の需給動向の把握 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった イ 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を	＜主要な業務実績＞ 畜産物の価格安定に資するため、牛肉、豚肉、鶏卵については日々の卸売価格を、また、乳製品は毎月の大口需要者価格を、それぞれ確認・把握し、需給動向を分析した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 計画どおり畜産物の需給動向を把握することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
			イ 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を	＜主要な業務実績＞ 国において、生産者団体等による畜産物の調整保管に係る計画の認定が行われな	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	－	
評定	－									
－										

			決定を行う。	行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)	かった。		
--	--	--	--------	--	------	--	--

4. その他参考情報
(予算と実績の乖離理由) 指定食肉売買事業及び調整保管事業は、指定食肉等の価格の動向から実施に至らなかったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－5	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指定乳製品等の輸入の契約数	－	－	－	193 件					予算額（千円）	9,215,991	28,901,143			
目標業務日以内に売渡した契約数	20 業務日以内の売渡し	－	－	193 件					決算額（千円）	7,319,597	26,191,112			
達成度合	－	－	－	100%					経常費用（千円）	6,388,479	23,738,465			
国から通知を受けた輸入数量	全量の輸入	137,202 トン	137,202 トン	137,202 トン					経常利益（千円）	0	11,904,798			
輸入入札に付した数量	－	137,211 トン	137,208 トン	137,206 トン					当期総利益(千円)	0	11,904,798			
達成度合	－	100%	100%	100%					従事人員数	10.40	10.45			
国が指示する方針による売渡計画の数量	計画の確実な実施	14,084 トン	21,699 トン	22,656 トン										
売渡入札に付した数量	－	14,084 トン	21,699 トン	22,656 トン										
達成度合	－	100%	100%	100%										
需給に関する情報の公表月数(計画	12 月	12 月	12 月	12 月										

	値)															
	需給に関する情報の公表月数(実績値)	－	12月	12月	12月											
	達成度合	－	100%	100%	100%											
	売買実績に係る情報の公表した回数	－	12回	12回	12回											
	目標業務日以内に公表した回数	19 業務日以内の公表	12回	12回	12回											
	達成度合	－	100%	100%	100%											

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定乳製品等の輸入・売買事業全体に関するもの（輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
- 3) 経常利益は、同一勘定（補給金等勘定）の加工原料乳生産者補給金等に充当した後の額。
- 4) 平成26年度の予算額等が大幅に増額しているのは、追加輸入の実施によるもの。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を	○ 2 需給調整・価格安定対策 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 20 業務日以内の需要者へ売渡しの実施 分母を輸入の契約数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を 20 業務日以内に売渡した契約数とする。 ただし、20 業			評価	B
							＜評価に至った理由＞ 項目別調書No.2－4 参照	
							評価	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。	行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった （実施した年度のみ評価を行う）	た。 さらに、年度末までのバター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保する観点から、平成 26 年 9 月 26 日付けで農林水産大臣からバター3,000 トン及び脱脂粉乳 10,000 トンの輸入承認を受け、年度末までに輸入したバター33 件、脱脂粉乳 64 件の契約全てについて 20 業務日以内に売渡しを行った。	ついて 20 業務日以内に売渡しを行い、達成度合は 100%（193／193 件）であった。 ＜課題と対応＞ 平成 26 年度のバター需給は、前年度の猛暑や酪農家の離農等で生乳生産量が減少し、バター生産量及び在庫量が大きく減少した。 このような状況から、機構では 2 度にわたり、10,000 トンの追加輸入の措置を講じ、需給の安定に努めた。 しかしながら、平成 26 年末のバター需要期において、小売店等でバターの品薄が生じたことを踏まえ、農林水産省と協議の上、バターの輸入業務に関連し、以下のような、運用の改善を図った。 1 輸入決定時期の明確化 2 輸入品の引渡時期の早期化 3 洋菓子店等でも直接利用できる形（1～5 kg、冷凍）のバターを輸入対象に追加 また、バターの需給安定のためには、情報収集及び発信が重要であることから、次のとおり取り組みを強化した。 1 機構ホームページにおいて、「バターの安定供給に向けた独立行政法人農畜産業振興機構の取り組	
--	--	--	--	--	--	--

						み」を公表した。 2 新たに全国の小売店（スーパーマーケット）でのバターの販売状況（POSデータ）として販売量及び販売価格を定期的に取りまとめ、公表している。					
	イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。	イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。	イ 国家貿易機関として、平成26年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てする。	イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入及び手当て 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	＜主要な業務実績＞ 国家貿易機関として、平成26年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。 i) 国から通知を受けた数量 137,202 トン ii) 輸入入札に付した数量（不落札分を除く。） バター3,000 トン 脱脂粉乳 9,178 トン ホエイ・調製ホエイ 4,500 トン デリースプレッド 500 トン バターオイル 250 トン 全乳換算 137,206 トン	＜評定と根拠＞ 評定 b 国から通知を受けた数量の全量について、輸入入札に付した上で契約を締結できた。達成度合は、100%（137,206 トン／137,202 トン）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											
			ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指	ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等（ア）指定乳製品等の的確な売り渡し 分母を国が指	＜主要な業務実績＞ 四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デリースプレッド並び	＜評定と根拠＞ 評定 b 指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売渡入札に付すことができた。達成度合は、100%（22,656 トン／22,656 トン）であった。	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

		示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。	示する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった （売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。）	にバターオイルを売渡入札に付した。 i）売渡計画の数量 22,656 トン ii）売渡入札に付した数量 22,656 トン	＜課題と対応＞ 特になし					
	また、指定乳製品等の売渡に当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	また、指定乳製品等の売渡に当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	（イ）需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期ごとに大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行ったほか、機構の売渡入札における落札需要者からも輸入乳製品に関する要望・意見等を把握した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 需要者の要望・意見等を把握するとともに、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックすることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
	ウ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品	エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳及び牛乳・	エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報の公表 分母を12月と	＜主要な業務実績＞ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳生産量、用途別処理	＜評定と根拠＞ 評定 b 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、「バターの品目別在庫量」	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

		の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。	し、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	量、バター及び脱脂粉乳の生産量等を把握するとともに、バターの品目別在庫量調査を実施し、ホームページにおいて公表した。 また、バター及び脱脂粉乳の需給予測を行い、毎月ホームページにおいて公表した。 なお、需給予測については、予測と実績の乖離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。	及び「バター及び脱脂粉乳の需給予測」を、毎月、定期的にホームページに公表し、達成度合は、100%（12月／12月）であった。 <課題と対応> 特になし		
	ウ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	エ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。	オ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。	オ 売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおいて翌月の19日までに全て公表した。	<評定と根拠> 評定b 売戻相手先に対して輸入許可書の速やかな提出を依頼すること等により、全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月の19日までに公表し、達成度合は、100%（12回／12回）であった。 <課題と対応> 特になし	評定	b
	法人の自己評価は、適当と認められる。							

4. その他参考情報

(予算と実績の乖離理由)

国際価格の低下により輸入乳製品の買入価格が見込みよりも下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－6	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価格安定対策事業 ② 契約指定野菜安定供給事業 ⑤ ホームページ等による業務内容等の公表		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 野菜生産出荷安定法
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										② 要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
		(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)													
登録出荷団 体等別の品 目ごとの交 付申請の総 件数(指定野 菜)	－	955 件	1, 123 件	1, 435 件						予算額（千円）	21, 767, 519	21, 781, 682			
										決算額（千円）	9, 688, 130	9, 194, 439			
										経常費用（千円）	9, 216, 810	8, 880, 360			
										経常利益（千円）	0	0			
										当期総利益(千円)	0	0			
										従事人員数	13. 50	13. 50			

[illegible]

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、野菜生産出荷安定対策事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
					業務実績	自己評価				
	1 経営安定対策	1 経営安定対策	1 経営安定対策	○ 1 経営安定対策			評定	B		
	(2)野菜関係業務	(2)野菜関係業務	(2)野菜関係業務	(2)野菜関係業務			項目別調書No.2－1参照			
	① 指定野菜価格安定対策事業	① 指定野菜価格安定対策事業	① 指定野菜価格安定対策事業	◇① 指定野菜価格安定対策事業			＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定	b
	指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録	指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等について	指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等について	生産者補給交付金等の交付 分母を登録出荷団体等別の品			生産者補給交付金等の交付申請の総件数1,435件に対し、登録出荷団体等から交付申請を受理した日から11業務日以内に	評定b 目標期間内の交付に向けて、申請書等の迅速な確認をすることにより、達成度合は100％（1,435件／1,435件）であった。	法人の自己評価は、適当と認められる。	

	出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	は、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	は、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	交付した件数は、1,435 件であった。	＜課題と対応＞ 特になし		
	② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 ◇ア 生産者補給交付金の交付分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち 22 業務日以内に交付した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	＜主要な業務実績＞ 生産者補給交付金等の交付申請の総件数 63 件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に交付した件数は 63 件であった。	＜評価と根拠＞ 評価 b 申請内容について、電話による確認を個別に行うこと等により、目標期間内の交付に向けて迅速な手続に努めた結果、達成度合は、100%（63 件/63 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評価	b
	また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、国によるリレー	また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中	また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中	◇イ リレー出荷に係る特例措置の周知 分母を説明会の開催やパンフ	＜主要な業務実績＞ リレー出荷の特例措置等に係るパンフレットを機構登録生産者、法人協会に所属	＜評価と根拠＞ 評価 b リレー出荷の特例措置等の周知等を十分に行うことができ、達成度合は	評価	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

	一出荷の特例措置に係る認定が、中期目標期間中 30 グループ以上行われることを目標に、本特例措置の効果的な周知を行い、機構が設定する効果的な周知等に係る目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。	期目標期間中 30 グループ以上のリレー出荷の特例措置に係る認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年 2 回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年 500 以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。 また、効果的な周知に係る当該目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。	期目標期間中 30 グループ以上のリレー出荷の特例措置に係る認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年 2 回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年 500 以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。	レットの配布を通じて周知を図る者の総数 500 者とし、分子をこれらの周知活動を通じて周知を図った実績者数とする。 b：達成度合は、100％以上であった c：達成度合は、70％以上 100％未満であった d：達成度合は、70％未満であった	する野菜生産者等 1,307 者に配布した。 また、野菜の交流会の場を活用し説明会を実施した。	261％（1,307 者／500 者）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
	⑤ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格	⑤ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期	⑤ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交	◇⑤ ホームページ等による業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び価格等の公表 分母を 12 月と	＜主要な業務実績＞ 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページに掲載した。 また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策	＜評定と根拠＞ 評定 b 年度を通じて、毎月公表し、達成度合は、100％（12 月／12 月）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定 b	法人の自己評価は、適当と認められる。

	等に関する情報を、原則として毎月公表する。	ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。	付予約数量及び価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。	し、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページに掲載した。		
--	-----------------------	-----------------------------------	--------------------------------	--	---	--	--

4．その他参考情報
(予算と実績の乖離理由) 指定野菜の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－7	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ④ 野菜農業振興事業 2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業 ② ホームページ等による業務内容等の公表 3 緊急対策 (2)野菜関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 野菜生産出荷安定法
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最 終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数(特定野菜)	－	763 件	939 件	969 件						予算額（千円）	3,280,555	4,174,767			
										決算額（千円）	981,643	1,920,340			
										経常費用（千円）	817,105	1,801,689			
										経常利益（千円）	△81	△8			
										当期総利益(千円)	0	0			
										従事人員数	15.50	15.50			

向等に関する情報の公表月数(実績値)															
達成度合	—	100%	100%	100%											

注1）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、野菜農業振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3）経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	1 経営安定対策	1 経営安定対策	1 経営安定対策	○ 1 経営安定対策			評価	B
	(2)野菜関係業務	(2)野菜関係業務	(2)野菜関係業務	(2)野菜関係業務			項目別調書No.2－1参照	
	③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	◇③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業			評価	b
	①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の迅速化等により、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	◇③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 助成金の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった			法人の自己評価は、適当と認められる。	
					<主要な業務実績> 助成金の交付申請の総件数 969 件に対し、交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付した件数は、969 件であった。	<評価と根拠> 評価 b 目標期間内の交付に向けて、申請書等の迅速な確認・決裁に努めた結果、達成度合は、100%（969 件 /969 件）であった。 <課題と対応> 特になし		

	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。	◇④ 野菜農業振興事業 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった （実施した年度のみ評価を行う。）	<主要な業務実績> 機構主催の会議等において契約野菜収入確保モデル事業の説明を行った。その他、業界紙への広告掲載、法人協会等を通じたパンフレットの配布等により、事業の普及を図った。 また、事業の効果及び課題を検証し、それに係る運用改善を農林水産省に対して提案するとともに、提出様式の簡素化の取組を行った。	<評定と根拠> 評定 b 事業の積極的な P R に努めた結果、1 次、2 次公募合わせて 79 事業実施主体 (216 契約) を採択した。 モデル事業の課題について、提出様式の簡素化を行い、改善を図ることができた。 また、平成 27 年度以降の新たなモデル事業の運用改善案が国の要領等の改正に反映された。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。					
評定	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														
2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ①野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するための	2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事	2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ	○2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ◇① 野菜農業振興事業の実施 ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みは	<主要な業務実績> 国、事業実施主体等と連携し、産地情報調査員設置事業 22 件、消費拡大推進事業 2 件、野菜緊急需給調整推進助成事業 15 件を実施するとともに、野菜需給協議会等各種会議（19 回）の場を活用して事業の普	<評定と根拠> 評定 b 産地情報調査員設置事業等を実施するとともに、様々な機会を活用して、事業の普及推進を図ることができた。 また、野菜需給協議会等を適時に開催することができた。 この結果、野菜農業振興	<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">項目別調書No. 2 － 4 参照</td></tr><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	B	項目別調書No. 2 － 4 参照		評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	B													
項目別調書No. 2 － 4 参照														
評定	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														

	ものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。	業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。	弾力的に実施する。	やや不十分であった d：取り組みは不十分であった	及・推進を図った。	事業について、機動的・弾力的に実施することができた。
	また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。	また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。	また、緊急需給調整事業は、平成25年度に実施したアンケート結果を踏まえ、個々の事業の必要性や事業のメニューの見直し等について検討を行い、今後の農林水産省の見直し作業に検討結果を提供する。	イ 緊急需給調整事業の見直しに向けた検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 平成 25 年度に実施した登録出荷団体等に対するアンケート結果等を踏まえ、事業の必要性や事業メニューの内容について検討し、その結果を事業の見直し案として取りまとめ、農林水産省へ提供した。	事業実施主体等と綿密な連絡調整を行った結果、38 者に対して交付決定を行うなど事業を適切に実施することができた。 また、平成 27 年度以降の事業運営に向けた運用改善案が、国の要領の改正に反映された。 ＜課題と対応＞ 特になし
	② ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜	② ホームページ等による業務内容等の公表 需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホーム	② ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観	② ホームページ等による業務内容等の公表 野菜の需給・価格等に関する的確な情報の公表 分母を 12 月とし、分子を公表した月数とす	＜主要な業務実績＞ 野菜の需給・価格に関する統計データについて、毎月ホームページで公表するとともに、調査した産地の動向、新たに実施した冷凍野菜の実態調査及び野菜需給協議会	＜評定と根拠＞ 評定 b 事業メニューの見直し等について検討し、その結果を農林水産省へ提供することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし
	② ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜	② ホームページ等による業務内容等の公表 需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホーム	② ホームページ等による業務内容等の公表 野菜の需給・価格等に関する的確な情報の公表 分母を 12 月とし、分子を公表した月数とす	＜主要な業務実績＞ 野菜の需給・価格に関する統計データについて、毎月ホームページで公表するとともに、調査した産地の動向、新たに実施した冷凍野菜の実態調査及び野菜需給協議会	＜評定と根拠＞ 評定 b 生産者の経営判断に資するよう、野菜の需給・価格に関する統計データ等について毎月公表するとともに、野菜需給協議会等の概要を公表することができた。達成度合は、100%	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

	の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。	において、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。	点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。	る。 b：達成度合は、100％であった c：達成度合は、70％以上 100％未満であった d：達成度合は、70％未満であった	の概要等についても公表した。	(12月／12月)であった。 ＜課題と対応＞ 特になし			
	3 緊急対策	3 緊急対策	3 緊急対策	○3 緊急対策	＜主要な業務実績＞ 発動すべき事態が発生しなかったため、実施しなかった。	＜評定と根拠＞ － ＜課題と対応＞ 特になし	評定	B	
	(2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	(2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	(2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	◇(2)野菜関係業務 野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)			項目別調書No. 2－1 参照（畜産の実績で評定）		
							評定	－	
							－		

4. その他参考情報
(予算と実績の乖離理由) 特定野菜等の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、助成金額が予算額を下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－8	1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 ② 国内産糖交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 2 需給調整・価格安定対策 (3)砂糖関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国内産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0022、0030

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
甘味資源作物交付金概算払請求の総件数	－	164 件	179 件	184 件					予算額（千円）	65,057,264	64,641,478			
目標業務日以内に交付した件数	8 業務日以内の交付	164 件	179 件	184 件					決算額（千円）	61,674,032	59,471,059			
達成度合	－	100%	100%	100%					経常費用（千円）	61,614,931	59,465,541			
国内産糖交付金の申請書の受理期の合計	－	30 期	34 期	36 期					経常利益（千円）	3,502,238	3,069,661			
目標業務日以内に交付した期の合計	18 業務日以内の交付	30 期	34 期	36 期					当期総利益（千円）	3,502,238	3,133,525			
達成度合	－	100%	100%	100%					従事人員数	23.70	23.70			
交付決定数量を公表した回数	－	12 回	12 回	12 回										
目標の期日	翌月 15 日	12 回	12 回	12 回										

	までに公表し回数	までの公表													
	達成度合	－	100%	100%	100%										
	売買実績を公表した回数	－	12回	12回	12回										
	目標の期日までに公表し回数	翌月 15 日までの公表	12回	12回	12回										
	達成度合		100%	100%	100%										

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、甘味資源作物交付金の交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

２）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (3) 砂糖 関係 業 務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (3) 砂糖 関係 業 務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	○1 経営安定対策 (3) 砂糖 関係 業 務 ◇① 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった	<主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、概算払請求があった 184 件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。	<評定と根拠> 評定 b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100%（184 件/184 件）であった。 <課題と対応> 特になし	評定	B
							項目別調書No.2－1 参照	
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

	② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	d：達成度合は、70％未満であった ◇② 国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b：達成度合は、100％であった c：達成度合は、70％以上 100％未満であった d：達成度合は、70％未満であった	<主要な業務実績> 国内産糖交付金については、交付申請があった延べ36期における177件全てについて、18業務日以内に交付金を交付した。	<評定と根拠> 評定b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100%(36期/36期)であった。 <課題と対応> 特になし		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
	③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。	③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに	③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに	◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100％であった c：達成度合は、	<主要な業務実績> 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月15日までに、ホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 計画どおり、全て期限内に公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

		公表する。	公表する。	70％以上 100％未満であった d：達成度合は、70％未満であった						
	2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策			評価	B		
							項目別調書No. 2－4 参照			
	(3)砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	◇(3) 砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100％であった c：達成度合は、70％以上 100％未満であった d：達成度合は、70％未満であった			＜主要な業務実績＞ 砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月15日までにホームページにおいて公表した。	＜評価と根拠＞ 評価b 計画どおり、全て期限内に公表することができた。達成度合は、100%(12 回/12 回)であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評価	b
	法人の自己評価は、適当と認められる。									

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－9	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0022、0030

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最 終年度値等）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	でん粉原料 用いも交付 金の概算払 請求の総件 数	－	87 件	87 件	96 件						予算額（千円）	12, 113, 869	12, 069, 578			
	目 標 業 務 日 以 内 に 交 付 した件数	8 業務日以 内の交付	87 件	87 件	96 件						決算額（千円）	10, 917, 219	11, 030, 563			
	達成度合	－	100%	100%	100%						経常費用（千円）	10, 916, 738	11, 030, 299			
	国内産いも でん粉交付 金の申請書 の受理期の 合計	－	48 期	48 期	49 期						経常利益（千円）	△1, 243, 374	△218, 605			
	目 標 業 務 日 以 内 に 交 付 した件数	18 業 務 日 以内の交付	48 期	48 期	49 期						当期総利益(千円)	0	0			
	達成度合	－	100%	100%	100%						従事人員数	13. 10	13. 10			
	交付決定数 量を公表し た回数	－	12 回	12 回	12 回											

	目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回											
	達成度合	－	100%	100%	100%											
	売買実績を公表した回数	－	12回	12回	12回											
	目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回											
	達成度合	－	100%	100%	100%											

注1）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、でん粉原料用いも交付金交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3）経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）及び前中期目標期間繰越積立金取崩額（平成26年度は後者のみ）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	1 経営安定対策	1 経営安定対策	1 経営安定対策	○1 経営安定対策	<主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、概算払請求があった96件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。	<評定と根拠> 評定b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100%（96件/96件）であった。 <課題と対応> 特になし	評定	B
							項目別調書No.2－1参照	
	(4)でん粉関係業務	(4)でん粉関係業務	(4)でん粉関係業務	(4)でん粉関係業務			評定	b
	① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	◇① でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、			法人の自己評価は、適当と認められる。	

	② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	◇② 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、交付申請があった延べ49期における85件全てについて、18業務日以内に交付金を交付した。	<評定と根拠> 評定b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100%(49期/49期)であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
	③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。	③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付	◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、				評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

		決定数量を翌月の15日までに公表する。	決定数量を翌月の15日までに公表する。	100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった							
	2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策			<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">項目別調書No.2－4参照</td></tr></table>	評価	B	項目別調書No.2－4参照	
評価	B										
項目別調書No.2－4参照											
	(4)でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	(4)でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	(4)でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	◇(4)でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月の15日までにホームページにおいて公表した。	<評価と根拠> 評価b 計画どおり、全て期限内に公表することができた。 達成度合は、100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

4. その他参考情報
(予算と実績の乖離理由) でん粉原料用かんしょ生産量が当初見込みを下回ったことにより、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付額が予算額を下回ったため。